



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1093 軽油引取税に係る特約業者の指定 (税務課)
- 1094 大規模小売店舗立地法による田辺市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1095 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)
- 1096 " (")
- 1097 " (")
- 1098 建設業法に基づく営業停止処分 (技術調査課)
- 1099 新道路の供用開始 (道路保全課)
- 1100 道路の区域変更 (")
- 1101 " (")
- 1102 新道路の供用開始等 (")
- 1103 道路の区域変更 (")
- 1104 新道路の供用開始等 (")

○ 教育委員会告示

- 7 平成22年度和歌山県立高等学校入学者選抜の実施

○ 公安委員会告示

- 53 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施

告 示

和歌山県告示第1093号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第1項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第1項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定をした。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
川福石油株式会社 代表取締役 川口利雄
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山県橋本市高野口町名古曾942番地の1
- 3 特約業者の指定年月日
平成21年10月1日

和歌山県告示第1094号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により田辺市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ホームセンターコーナン田辺店2号館
田辺市下万呂字落合754-1 他12筆
- 2 意見の概要
 - (1) オープン時や特売日等は、周辺道路へ交通の支障をきたすことがないように交通整理員の増員配置をお願いいたします。
 - (2) 閉店時間帯は青少年等の溜まり場とならないよう、駐車場等の出入り口の閉鎖措置をお願いいたします。
 - (3) 空調室外機については、出力が7.5kw未満のため騒音規制法の適用を受けるものではありませんが、台数が多いので、周辺住民等に騒音被害を与えることがないように十分な配慮をお願いいたします。
 - (4) 届出所在地は特別用途地区に指定され、店舗床面積合計が1万㎡超の大規模集客施設の建築ができないよう規制されています。また届出の店舗が、隣接の既設店舗に隣接していることから、両店舗への自由な行き来が可能な場合や、駐車場が共用される場合は、一体の店舗として両店舗の店舗床面積合計で判断されることとなります。

- (5) 田辺市ごみ処理場に搬入される事業系一般廃棄物については、委託する民間の収集運搬業者と事前に協議を行い、収集運搬が円滑に行えるよう調整してください。また、産業廃棄物は、本市のごみ処理場へは搬入禁止となっておりますので、廃棄される際の一時保管時において、一般廃棄物と混入しないように留意してください。
- (6) 近隣住民からの要望、苦情等については、関係法令を遵守するとともに、誠意を持って適切な対応をお願いいたします。

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

田辺市産業部商工振興課(田辺市下屋敷町31-1 テレコムビル1F)

和歌山県西牟婁振興局地域振興部企画産業課(田辺市朝日ヶ丘23-1)

4 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成21年9月25日から平成21年10月26日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1095号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡由良町大字大引字西の谷947の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに由良町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1096号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1097号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 日高郡美浜町大字和田字松原1138（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1098号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 平成21年9月14日
- 2 処分を受けた者
(1) 商号 株式会社池田土木
(2) 代表者氏名 池田智昭

(3) 主たる営業所の所在地 日高郡みなべ町芝278

(4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般・特-19）第8114号

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

4 停止を命ずる営業の範囲

公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

5 期間

平成21年9月14日から同年12月12日までの90日間

6 処分の原因となった事実

株式会社池田土木の前代表取締役は刑法（明治40年法律第45号）違反により、平成21年7月2日和歌山地方裁判所において懲役1年（執行猶予3年）の判決を受け、同年7月17日にこれが確定した。

このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。

和歌山県告示第1099号

平成19年和歌山県告示第1191号（道路の区域変更）で区域を変更した道路のうち和歌山市六十谷字有高219番1地先から同市六十谷字有高215番1地先までの延長64.20メートルについては、平成21年9月25日から供用を開始する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第1100号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字中沼22番7地内	旧	25.00 } 25.11	2.37	
同上	新	25.00 } 25.00	2.37	

和歌山県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有功天王線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市六十谷字中沼17番7地先から同市六十谷字中沼16番10地先まで	旧	7.80 } 8.50	75.50	
同上	新	10.80 } 17.50	75.50	

和歌山県告示第1102号

平成21年和歌山県告示第1101号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年9月25日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考

1 審査の種類等

種 類	内 容	期 日	場 所
技能検定員審査（大型） 技能検定員審査（中型） 技能検定員審査（普通） 技能検定員審査（大特） 技能検定員審査（大自二） 技能検定員審査（普自二） 技能検定員審査（牽引） 技能検定員審査（大型二種） 技能検定員審査（中型二種） 技能検定員審査（普通二種）	技能検定に関する技能及び知識	平成21年11月18日（水）から同年11月20日（金）までの3日間	和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課
教習指導員審査（大型） 教習指導員審査（中型）			

		メートル	メートル	メートル
和歌山市六十谷字南加納田300番3地先から同市六十谷字柳原112番1地先まで	旧	11.90 } 22.53	420.00	有功天王線との重複区間 L=212.16
同上	新	11.90 } 22.53	420.00	有功天王線との重複区間 L=212.16

和歌山県告示第1104号

平成21年和歌山県告示第1103号（道路の区域変更）で告示した新道路は、平成21年10月1日午前11時から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年9月25日

和歌山県知事 仁坂吉伸

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第7号

平成22年度和歌山県立高等学校入学者選抜実施要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局学校指導課及び各県立高等学校に備え置いて縦覧に供する。

平成21年9月25日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第53号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「国家公安委員会規則」という。）第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成21年9月25日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

教習指導員審査(普通) 教習指導員審査(大特) 教習指導員審査(大自二) 教習指導員審査(普自二) 教習指導員審査(牽引) 教習指導員審査(大型二種) 教習指導員審査(中型二種) 教習指導員審査(普通二種)	教習に関する技能及び知識		
2 申請手続			
(1) 申請の受付期間			
平成21年10月13日(火)から同年10月20日(火)までの毎日(ただし、土曜日及び日曜日を除く。)午前9時から午後5時まで			
(2) 申請場所			
和歌山市西1番地 交通センター内 和歌山県警察本部交通部運転免許課			
(3) 申請に必要な書類等			
ア 運転免許証			
イ 審査申請書(申請場所所定の用紙を交付する。)			
ウ 国家公安委員会規則第17条各項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面			
エ 写真(申請前6か月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの無帽、正面、上三分身、無背景のもの)1枚			
(4) 審査手数料			
ア 教習指導員審査手数料			
15,650円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)で定める額			
イ 技能検定員審査手数料			
24,700円を超えない範囲内において和歌山県使用料及び手数料条例で定める額			
3 審査についての問い合わせ先			
和歌山県警察本部交通部運転免許課(電話 073-473-0110 内線 363)			